

# 第1章 屋外広告物等とは

## 1-1 屋外広告物等の定義

奈良市では、「屋外広告物」、「掲出物件」、「特定屋内広告物」をあわせて、「屋外広告物等」と呼んでいます。

### ■ 屋外広告物

「屋外広告物」とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第2条第1項）をいいます。

#### ● 常時又は一定の期間継続して表示しているもの

定着して表示されるもののことを指し、街頭で配布するチラシなど定着性のないものは該当しません。これらは貼付された時に初めて定着性が生じ、屋外広告物に該当することになります。

#### ● 屋外で表示されるもの

建物等の外側に広告物があることを意味し、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されていても、建物の窓ガラス等にその内側から貼られたものなど、屋内に存在する広告物であれば、屋外広告物には該当しません。

#### ● 公衆に表示されるもの

「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、屋外広告物法の趣旨に照らして建物の管理権等からも総合的に判断することとなります。

例えば、建物の外側に向かって表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その庭に向かって表示されているようなものは「公衆に表示」されているとは言えません。したがって、駅等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物などは、屋外広告物の規制の対象外となります。また、利用者に向けた規約やアイドリングストップ等の近隣への配慮のための注意書きなどは、「公衆に表示」されているとはみなしません。

なお、「表示」とは一定の観念、イメージ等を表示することを指し、その内容が営利的な場合に限らず、非営利的な場合も含まれます。

#### ● 看板、立看板、はり札、はり紙、広告塔、広告板、建物その他の工作物等を利用して取り付けられているもの

独立して設置される場合に加え、建物などを利用して表示される場合も屋外広告物に含まれます。

### ■ 掲出物件

「掲出物件」とは、「屋外広告物を掲出するために設置する物件」をいいます。

屋外広告物を独立して、又は建物の屋上や壁面などに掲出するために設置する工作物（基礎や支柱、広告物を取り付ける棧や金属製の枠などを含む）が掲出物件となります。

### ■ 特定屋内広告物

「特定屋内広告物」とは、建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、若しくは直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。（22 ページ参照）

## 1-2 屋外広告物等の分類

### (1) 設置主体・設置目的による分類

設置主体・設置目的によって、屋外広告物等を「自己用広告物」と「自己外広告物」の2種類に区分しています。

#### ● 自己用広告物

「自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する屋外広告物又は掲出する物件」と定義しています。

自己用広告物は、次の2つの要件をすべて満たす必要があります。ただし、ある法人が互いに関係のないAとBの業種の事業を行っていて、Aのみの営業のための事業所に、Bの屋外広告物を表示する場合は、自己用広告物とは認められません。

##### 要件1 自己の事業又は営業に関するものであること

これは、表示する内容についての要件です。自己の事業又は営業に直接関係のないものは、自己用広告物から除かれます。

ただし、自己の取り扱う「特定商品名」(〇〇コーラ、〇〇ガム等)については、表示面積に占める割合(屋外広告物が複数ある場合は、合算面積に占める割合)が3分の1を超える場合は、自己用広告物にはなりません。また、屋外広告物が複数ある場合で、表示面積に占める割合が3分の1以下であっても、特定商品名のみを表示した屋外広告物は自己用とは認められません。

##### 要件2 自己の事務所、事業所、営業所等に表示するものであること

これは、表示する場所についての要件です。当該敷地内で、事務員等が常駐して営業を行う「建築物」があれば「営業所等」と認められます。

なお、無人であっても一定の営業行為を行う装置等(例えば、自動販売機、現金自動支払機、駐車場の金銭支払機等)がある場合も「営業所等」と認められます。

別敷地にある駐車場等は「営業所等」とは認められません。ただし、この場合において、当該店舗等の場所の案内をするもの(案内部分が表示面の1~2割程度に限る)は、自己用と認められます。

#### ● 自己外広告物

「自己用広告物」に該当しない屋外広告物は、全て「自己外広告物」になります。

#### ※屋外広告物等の表示・設置などに関わる主な主体

- 広告主** : 自ら屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者  
(屋外広告業者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者を含みます)
- 管理者** : 条例に基づく許可が必要な屋外広告物(立看板・はり札・はり紙を除く)の管理のために  
広告主によって置かれた者
- 所有者** : 屋外広告物等の所有権を有する者
- 占有者** : 屋外広告物等の使用権原を有する者
- 屋外広告業者** : 条例に基づき登録し、屋外広告物業を営む者

## (2) 設置方法による分類

### ● 建物や工作物に固定して設置されるもの

① 屋上広告物	・建築物の屋上又は屋上の工作物（階段室、昇降機、物見塔など）に設置して広告内容を表示するもの（直接塗料やシート等で広告内容を表示するものを含む）。
② 壁面広告物	・建築物等の壁面に取り付けられ、又は壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの（直接塗料やシート等で広告内容を表示するものを含む）。
③ 塀及び垣広告物	・塀・垣面に取り付けられ、広告内容を表示するもの（直接塗料やシート等で広告内容を表示するものを含む）。
④ 電柱広告物	・電柱に添加される広告物であり、次の2種類がある。 1) 突き出し広告 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱から突き出した形で取り付けられ、広告内容を表示するもの。 2) 巻付け広告 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱に巻き付ける形で取り付けられ、広告内容を表示するもの。
特定屋内広告物	・建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、若しくは直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの。

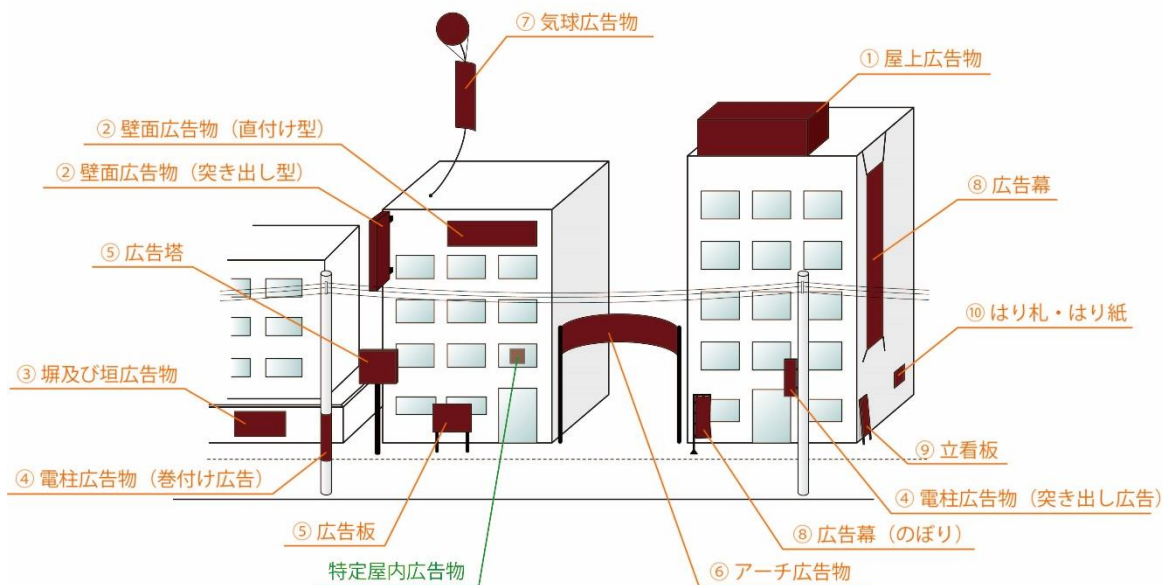
### ● 独立して設置されるもの

⑤ 広告塔・広告板	・木又は金属製の耐久性のある材料を使用して作成された工作物（装飾塔を含む。）に表示し、又はこれを取り付けて広告内容を表示するもの。 ・地上（G L）から広告物の上端までの高さが、5 mを超えるものは広告塔、5 m以下のものを広告板という。 ・建築物を利用せず、独立して地盤面から立ち上がっているものに限る。なお、公共用地を占有して設置されたベンチを利用するものや、移動可能な自立式のもの（立看板以外）も広告板に含む。
⑥ アーチ広告物	・金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断し、アーチ状に建植された物件に取り付けられ、広告内容を表示するもの（商店街等に設置されるものに限る）。

### ● 簡易な広告物等

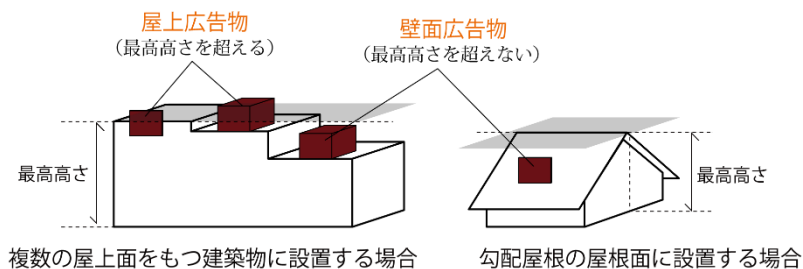
⑦ 気球広告物	・綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱、綱又は気球を利用して広告内容を表示するもの。アドバルーン。
⑧ 広告幕	・布又は網等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等。
⑨ 立看板	・木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して立て掛けられ、移動性のあるもので、広告内容を表示するもの。
⑩ はり札・はり紙	・はり札は、ベニヤ板、プラスチック板、金属板等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して、容易に取り外すことのできる状態で取り付けられ、広告内容を表示するもの。 ・はり紙は、紙等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用してはり付けて広告内容を表示するもの。ポスター、ビラ等。

## ■ 設置方法による分類



### ～ 屋上広告物と壁面広告物について ～

- 壁面広告物のうち、建築物の高さ（建築基準法上の建築物の高さ）を超えて設置する広告物は、屋上広告物として取り扱います。

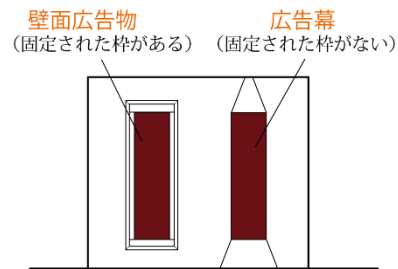


### ～ 壁面広告物と広告幕について ～

- 昇降用等の固定された枠付きの懸垂幕は壁面広告物として、固定された枠のない懸垂幕は広告幕として取り扱います。

※広告幕の種類は次のとおりです。

- 懸垂幕：布等で作成した幕を建築物その他の工作物を利用して垂れ下げるもの（縦長・横長等の形状は問いません）
- 横断幕：布等で作成した幕を建築物その他の工作物等を利用して道路を横断し、空中に掲出するもの
- 旗：布等で作成し、ポール等に掲揚して広告内容を表示するもの
- のぼり：細長い布等の一端を竹若しくは金属製、プラスチック製の竿に付けて建植し、又は建築物、工作物等に立てかけて広告内容を表示するもの



### ～ 外壁の色彩と屋外広告物について ～

- 次のいずれかに該当する外壁の色彩については、屋外広告物として取り扱う場合があります。

- 文字や意匠部分と一体又は隣接して表示されている場合
- コーポレートカラーと認められる場合
- 照明等があり、広告表示の意思があると判断できる場合
- 明らかに外壁の基調色と異なる場合

